



# 栃木県公報

平成26年  
3月31日(月)  
号外  
第27号

## 目次

### 公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 1
- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 2
- 栃木県道路交通法施行細則等の一部改正..... 4
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 5
- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正..... 6
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正..... 6

### 警察本部

- 保護取扱規程の一部改正..... 7
- 栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部改正..... 7

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第一号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

### 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第1条関係）

### 警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	73	135	500	334	158	1,200	303	1,503
警 察 署	44	112	457	657	906	2,176	161	2,337
合 計	117	247	957	991	1,064	3,376	464	3,840

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

### 栃木県公安委員会規則第二号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号及び第六号を次のように改める。

五 部の所掌に属する法令の規定による許可その他の規制に関する事務に関する事務に属すること。

六 風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業等の指導に関する事務に属すること。

第十八条第一号中「及び火薬類」及び「許可及び」を削り、同条第二号中「高圧ガス」を「火薬類、高圧ガス」に改め、「（火薬類を除く。）」を削り、同条第十一号中「生活関係」を「部の所掌に属する」に改め、「こと」の下に「（生活安全企画課及び少年課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第三号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、生活環境課長は別表第九」を削り、「別表第十、」を「別表第九、」に、「別表第十一」を「別表第十」に、「別表第十二」を「別表第十一」に、「別表第十三」を「別表第十二」に、「別表第十四」を「別表第十三」に改める。

第四条中「別表第十五」を「別表第十四」に改める。

第六条中「別表第十五」を「別表第十四」に、「記載」を「記載が」に改める。

別表第一第二十五項を次のように改める。

二十五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定による交通の規制（信号機の設置によるもの及び信号機又は道路標識等の管理によるものを除く。）	要
---	---

別表第七第十五項中「（同法第十五条の規定による騒音及び振動に係る指示を除く。）」を削り、同表第三十項中「（同法第三十二条第二項において準用する同法第十五条の規定による騒音及び振動に係る指示を除く。）」を削る。

別表第七に次のように加える。

九十六 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項及び第二項の規定による猟銃等講習会の開催及び講習修了証明書の交付	要
九十七 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項及び第二項の規定による技能講習の実施及び技能講習修了証明書の交付	要
九十八 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の四第二項の規定による教習射撃指導員の選任又は解任届出の処理	
九十九 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十四条の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出の処理	
百 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十八条の規定による教習用備付け銃の届出の処理	
百一 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第三項の規定による教習用備付け銃の番号	

又は記号の打刻命令	
百二 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の九第二項において準用する同法第九条の四第二項の規定による練習射撃指導員の選任又は解任届出の処理	
百三 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第六十八条において準用する同令第五十四条の規定による練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出の処理	
百四 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十一第二項において準用する同法第九条の六第二項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第七十二条において準用する同令第五十八条の規定による練習用備付け銃の届出の処理	
百五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十一第二項において準用する同法第九条の六第三項の規定による練習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令	
百六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十四第一項及び第二項の規定による年少射撃資格講習会の開催及び年少射撃資格講習修了証明書の交付	要
百七 銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九の規定による銃砲刀剣類許可所持者及び年少射撃資格者に対する指示	要
百八 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十一条第二項及び第三項の規定による猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出の処理	
百九 銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消しの通知	
百十 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条第四項、第十六条第二項、第十七条第三項及び第十八条の二第三項の規定による教育委員会からの通知の処理	
百十一 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）第十三条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項の変更の届出の処理	
百十二 火薬類取締法第五十二条第二項の規定による知事からの通報の処理	
百十三 火薬類取締法施行令第三条の規定による運搬証明書の返納の処理	
百十四 火薬類取締法施行令第四条の規定による届出及び指示の内容の通知	
百十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十条の規定による運搬証明書の返納の処理	
百十六 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十八条の規定による知事からの通報の処理	
百十七 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項の規定による知事からの通報の処理	
百十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法	

律第四百四十九号) 第八十七条第一項の規定による知事からの通報の処理	
百十九 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号) 第十一条第七項の規定による市町村長等からの通報の処理	
百二十 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第三条の四の規定による運搬証明書の返納の処理	
百二十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第二十三条の規定による運搬証明書の返納の処理	
百二十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号) 第十三条及び第十五条第二項第一号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示	要
百二十三 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第二号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令の通知	
百二十四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令の通知	
百二十五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によるインターネット異性紹介事業者の処分移送通知書の送付	要
百二十六 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十六条の規定による報告又は資料の提出の要求	要
百二十七 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第一項の規定による国家公安委員会に対する報告	
百二十八 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十七条第二項の規定による公安委員会に対する通報	
百二十九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第二十条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供	

別表第九を削り、別表第十を別表第九とし、別表第十一から別表第十四までを一表ずつ繰り上げ、別表第十五第百二十三項中「信号機の管理」を「交通の規制(信号機又は道路標識等の管理によるものに限る。)」に改め、同表を別表第十四とする。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第四号**

栃木県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)



第一条 栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四の二の二の項中「下都賀郡岩舟町大字小野寺」を「栃木市岩舟町小野寺」に改め、同表二十九の項中「下都賀郡岩舟町大字静」を「同市岩舟町静」に改め、同表五十四の二の項中「下都賀郡岩舟町大字静戸」を「栃木市岩舟町静戸」に、「栃木市」を「同市」に改め、同表九十の項中「町道（岩舟町）二百六十号線」を「市道（栃木市）I二百六十号線」に、「下都賀郡岩舟町」を「栃木市岩舟町」に、「同町」を「同市岩舟町」に改め、同表九十一の項中「町道（岩舟町）二百八十八号線」を「市道（栃木市）I二百八十八号線」に、「下都賀郡岩舟町」を「栃木市岩舟町」に、「同町」を「同市岩舟町」に改め、同表九十二の項中「町道（岩舟町）二百九十五号線」を「市道（栃木市）I二百九十五号線」に、「下都賀郡岩舟町」を「栃木市岩舟町」に、「同町」を「同市岩舟町」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和六十年栃木県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二栃木市の項中

8月中旬の風祭の行われぬ日の曜日	夏 祭	を  に改め、同表下
8月中旬のサマーフェスタインこわぶねの行われぬ日の曜日	サマーフェスタインの わぶね	

都賀郡岩舟町の項を削る。

（交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正）

第三条 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二警察官駐在所の部栃木警察署の款和泉警察官駐在所の項中「下都賀郡岩舟町大字和泉」を「栃木市岩舟町和泉」に、「岩舟町のうち大字五十畑、大字和泉、大字静和、大字静戸、大字曲ヶ島」を「栃木市のうち岩舟町五十畑、岩舟町和泉、岩舟町静和、岩舟町静戸、岩舟町曲ヶ島」に改め、同表小野寺警察官駐在所の項中「下都賀郡岩舟町大字小野寺」を「栃木市岩舟町小野寺」に、「岩舟町のうち大字古江、大字三谷、大字下岡、大字上岡、大字小野寺」を「栃木市のうち岩舟町古江、岩舟町三谷、岩舟町下岡、岩舟町上岡、岩舟町小野寺」に改め、同表静警察官駐在所の項中「下都賀郡岩舟町大字静」を「栃木市岩舟町静」に、「岩舟町のうち大字静」を「栃木市のうち岩舟町静」に改め、同表下津原警察官駐在所の項中「下都賀郡岩舟町大字下津原」を「栃木市岩舟町下津原」に、「岩舟町のうち大字鷺巣、大字下津原、大字豊岡、大字新里」を「栃木市のうち岩舟町鷺巣、岩舟町下津原、岩舟町豊岡、岩舟町新里」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月五日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。別表第四中八の三の項を八の四の項とし、八の二の項の次に次のように加える。

八の三	一般国道百十九号	宇都宮市徳次郎町四百六十八番二から同市徳次郎町三千八百七十八番一まで
-----	----------	------------------------------------

別表第四の十八の二の項中「三島二丁目十四番十四」を「西三島三丁目百八十三番六百九十七」に改め、同表三十の二の項中「吉水町三百五十六番三」を「浅沼町四百二十三番一」に改め、同表三十五の項中「川田町七百六十四番一」を「築瀬町千八百五十七番一」に改め、同表六十七の項の次に次のように加える。

六十七 の二	市道（宇都宮市）五 百七十三号線	宇都宮市宝木本町千八百六十番一から同市岩原町二百四番五まで
-----------	---------------------	-------------------------------

別表第四中六十八の四の項を六十八の六の項とし、六十八の三の項を六十八の五の項とし、六十八の二の項を六十八の三の項とし、同項の次に次のように加える。

六十八 の四	市道（宇都宮市）千 三百九十三号線	宇都宮市川田町四百三十六番一から同市下栗町千四百四十二番まで
-----------	----------------------	--------------------------------

別表第四の六十八の項の次に次のように加える。

六十八 の二	市道（宇都宮市）千 二百六十号線	宇都宮市徳次郎町四百六十八番二から同市新里町丙七百十五番一まで
-----------	---------------------	---------------------------------

別表第四の七十七の六の項の次に次のように加える。

七十七 の七	市道（那須塩原市） N一一二十三号線	那須塩原市三島二丁目十四番十四から同市南赤田二百三十八番六百五十六まで
-----------	-----------------------	-------------------------------------

別表第四の八十四の項の次に次のように加える。

八十四 の二	町道（芳賀町）百十 四号線	芳賀郡芳賀町大字下高根沢五千二百五十八番一から同町芳賀台八十九番一まで
-----------	------------------	-------------------------------------

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第六号**

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則**

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二警察官駐在所の部栃木警察署の款甲警察官駐在所の項中「甲警察官駐在所」を「みかも警察官駐在所」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**栃木県公安委員会規程第二号**

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

**栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程**

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表三号印の項中



する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第六号中「及び旅行雑費」及び「(条例第二十五条第一項ただし書の規定による旅行雑費に限る。以下この号において同じ。)」を削り、同条第八号中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第十三号を削る。

**附 則**

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

---